

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」の一部改正について

令和元年 11月29日

「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領(平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・国土交通省)の一部改正に伴って、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し番号	該当ページ(改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P3-4	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用要領(抜粋)	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 建設分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の試験合格又は下記2の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。 また、2号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(2)に定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 建設分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)のいずれかの試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。 また、2号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)のいずれかの試験合格及び実務経験により確認

			<p>務をいう。</p> <p>あわせて、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：作業準備、運搬、片付けのような試験等によって専門性を確認されない業務）に付随的に従事することは差し支えない。</p> <p>なお、建設分野の対象は、日本標準産業分類「D 建設業」に該当する事業者が行う業務とする。</p>	<p>された技能を要する業務をいう。</p> <p>あわせて、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：作業準備、運搬、片付けのような試験等によって専門性を確認されない業務）に付随的に従事することは差し支えない。</p>
2	P4	第1 特定技能外国人が従事する業務	<p>○ 建設分野で特定技能外国人を受け入れることとなる事業者（以下「特定技能所属機関」という。）としては日本標準産業分類「D 建設業」に該当する者が想定されますが、特定技能所属機関となるための基準については、後述の「第3 特定技能特定技能雇用契約の適正な履行の確保及び適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準」及び「第4 建設特定技能受入計画の認定」を参照ください。</p>	<p>○ 建設分野で特定技能外国人を受け入れることとなる事業者（以下「特定技能所属機関」という。）となるための基準については、後述の「第3 特定技能特定技能雇用契約の適正な履行の確保及び適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準」及び「第4 建設特定技能受入計画の認定」を参照ください。</p>
3	P7	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準</p> <p>【関係規定】</p> <p>分野別運用要領(抜粋)</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>建設分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準・日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。</p> <p>この場合、当該職種に係る第2号技能実習を</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>(1) 建設分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準・日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。</p> <p>この場合、当該職種に係る第2号技能実習を</p>

			修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。	良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。
4	P7	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【関係規定】 分野別運用要領(抜粋)	(追加)	(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。
5	P7-8	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準	○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表6-1に定める技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験が免除されます。	○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表6-1に定める職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。
6	P8	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準	(追加)	○ 本要領別表6-1に記載された職種・作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。
7	P8	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【確認対象の書類】 <特定技能1号>	○ 試験合格者の場合 ・本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げる技能試験の合格証明書の写し ・日本語能力水準を証するものとして次のいずれか国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し	○ 試験合格者の場合 ・本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げる技能試験の合格証明書の写し ・日本語能力水準を証するものとして次のいずれか国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し日本語能力試験(N4以上)の合格証明書の写し

			日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し	*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。
8	P8	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【確認対象の書類】 <特定技能1号>	○ 技能実習2号修了者の場合	○ 本要領別表6-1に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合
9	別表	別表6-1(建設)	(注)試験の合格に加えて、実務経験要件(建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験)が課せられている。	(注1)試験の合格に加えて、実務経験要件(建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験)が課せられている。
10	別表	別表6-1(建設)	(追加)	(注2)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除される。